特例試験

法規・設備及び設備管理

注 意 事 項

- 1 試験開始時刻 10時00分
- 2 試験科目別終了時刻

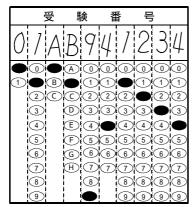
試 験 科 目	科目数	終了時刻
「法規」のみ	1 科目	1 1 時 2 0 分
「伝送交換設備及び設備管理」のみ	1 科目	1 1 時 4 0 分
「法規」及び「伝送交換設備及び設備管理」	2 科目	1 3 時 0 0 分

3 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

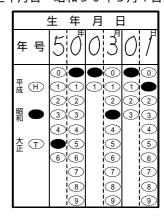
試験種別	計 騒 科 日		試験問題				
試験種別	試験科目	第1問	第2問	第3問	第4問	第5問	ページ
旧第2種伝送交換	法 規	7	6	7	7	7	1 ~ 1 5
主任技術者(特例)	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	16~28

- 4 受験番号等の記入とマークの仕方
- (1) マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
- (2) 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
- (3) 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

[記入例] 受験番号 01AB941234



生年月日 昭和50年3月1日



- 5 答案作成上の注意
- (1) マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。

「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。

- (2) 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。 ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
 - 一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。 マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
- (3) 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
- (4) 受験種別欄は、『旧2種特例』を で囲んでください。
- 6 合格点及び問題に対する配点
- (1) 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
- (2) 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

| 次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。|

受験番号			
(控 え)			

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

試	験	種	別	試	験	科	目
日第2種伝送	交換:	主任	技術者(特例信式験)	法	<u>.</u>	<u>:</u>	規

問	1	次の問いに答えよ。
1-3	•	

(小計20点)

(1) 次の文	て章は、	電気通信事業	養法に規定す	る、	重要通信	の確保に	こつい	て述べた	こもので	ゔある。	同法の
規定に照	照らして、		内の(ア)、	(イ)に最も適	したもの)を、 ⁻	下記の解	ない ないない おおお はいい とうない おいしょう はいしょ とうしゅう とうしゅう はいしょう はいまい はいしょう はいまい はいしょう はいままり はい はいままり はい はいままり はい はい はいままり はいままり はいままり はいままり はいままり はいままり はいままり はいままり はいままり はい	ら選び	、その
番号を記	己せ。								(2,	点×2=	= 4点)

電気通信事業者は、電気通信事業法で規定する重要通信の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に (ア) を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令で定めるところにより、重要通信の (イ) な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

<(ア)、(イ)の解答群> 通信 優先的 総合的 役務の提供 連携 円滑 合理的 積極的

(2) 次のA~Cの文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信主任技術者資格者証の交付及	とび返
	納について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び	バ、そ
	の番号を記せ。 (4点)
	A 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信説	设備の
	工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて	[総務
	省令で定める。	
	B 電気通信主任技術者資格者証は、電気通信主任技術者試験に合格した者、電気通信主任	E技術
	者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に	_適合
	するものであることの認定をしたものを修了した者、又はこれらの者と同等以上の専門的	り知識
	及び能力を有すると総務大臣の指定する指定登録機関が認定した者に交付される。	
	C 総務大臣は、上記B項の規定にかかわらず、次の()、()のいずれかに該当する者に	三対し
	ては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。	
	() 電気通信主任技術者資格者証を受けている者で、電気通信事業法又はこの法律に基づ	うく 命
	令の規定に違反して電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から 2 年を	E経過
	しない者	
	() 電気通信事業法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はそ σ)執行
	を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	
	同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ウ) 。	
	<(ウ)の解答群>	
	Аのみ正しい Bのみ正しい Cのみ正しい	
	A、Bが正しい A、Cが正しい B、Cが正しい	
	A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない	
(3) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、用語について述べたものである。	内
	の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)
	同法に規定する内容に照らして、正しいものは、 (工) である。	
	,	:
	<(エ)の解答群>	; ; ;
	電気通信とは、有線、無線その他の電気的方式により、符号、音声又は影像を	=
	送り、伝え、又は情報を処理することをいう。	
	電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路をいい、その他の)
	電気的設備は含まない。	
	電気通信事業とは、電気通信回線設備を他人に提供する事業をいう。	! !

電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

電気通信業務とは、電気通信事業者が行う事業の運営に係る業務をいう。

(4) 次σ) () ~ ()の文章	は、電	気通信事	業法に	規定す	る、事業	美用電気	気通信	回線設備	備を設	置する電
	気通信	事業	き おがそ	の電気	通信事	業の用に	供する	電気通	信設備の)技術基	基準で	確保すぐ	ぎょう	項につい
	て述へ	ヾたも	のであ	る。同	法の規	定に照ら	して		内の(才)に道	適した	ものを、	下記	の解答群
	から逞	矍び、	その番	号を記	.せ。									(4点)
()	0 電気	通信設	と 備の損	壊又は	故障によ	り、電	気通信	事業の紹	経営に着	善しい!	支障をス	<u> えぼさ</u>	<u>ないよう</u>
	にす	トるこ	<u>と</u> 。											
() 電	氢気通	信役務	の品質	が適正	であるよ	うにす	ること	0					
() Œ	<u>通信</u>	の秘密	が侵さ	れない	ようにす	ること	<u>.</u> 0						
() 禾	川用者	又は他	の電気	通信事	業者の接	続する	電気通	信設備を	E損傷し	ン、又	はそのホ	幾能に	障害を与
	えた	よいよ	うにす	ること										
() (<u>他の</u>	電気通	信事業	者の接	続する電	気通信	設備と	の責任の	分担 た	が均等	である。	ょうに	<u>すること</u> 。
		同法	に規定	する内	容に照	らして、	上記④	~ © o	下線部分	か語句	可は、	(オ)	۰	
		_												
		!	<(オ))の解答	群>									
		! !		⊕ Ø ∂	み正しい	1	(B)	かみ正し	111		© の み	正しい		
		 		(A), (Bが正し	しい	(A),	©がI	Eしい		®, ©	が正し	11	
		; ! !_		(A), (B. Cl	∖ずれも正	Eしい		(A), (B)	(© l 1	ずれも	正しく	ない	
(5) 次の) ()、())の文章	は、電	気通信事	業法施	行規則	に規定す	「る、「	電気通	信事業	当が公	共の利益
	のため	り、そ	これぞれ	この関係	係機関等	が優先的	に取り	り扱わな	ければ	ならな	い「緊急	急に行う	うこと	を要する
	通信」	の内	容の一	部につり	いて述べ	ヾたもので	である	。同規則	則の規定	に照ら	らして、			内の(カ)、
	(キ)に	最も	適した	ものを	、下記	の解答群	から選	び、そ	の番号を	記せ。		(2	点 × 2	! = 4点)
							_							
(,				しくは	(カ)	の報	告又は	警報に関	する	事項で	あって、	緊急	に通報す
	るこ	とを	要する	事項				_						
() 기	く道、	ガス等	の国民	の日常	生活に必	要不可	「欠な	(+)	その作	也生活	基盤を終	推持す	るため緊
	急を	要す	る事項	Į										
														=
			<(カ	, ,)の解答									! !
			 		の調達				の観測			地動の観		1 1 1 1
			 		の観測				資源の供		:	天体の勧	見測	 -
			! ! !	ライ	フライ	ンの復旧		役務	の提供					! ! !

(1) 次の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が電気通信事業の全部又は 一部を休止し、又は廃止しようとする場合においてあらかじめ利用者へ周知する方法について述 べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(ア)に最も適したものを、下記の解 答群から選び、その番号を記せ。 (4点)
電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとすることを周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の()~()のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。 () 訪問 () 電話
() <u>(ア)</u> 、信書便、電報その他の手段による書面の送付 () 電子メールの送信
() 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧 に供する方法であって、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通 信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの
<(ア)の解答群> 市町村(特別区を含む。)公報 官 報 郵 便 宅配便
(2) 次の()~()の文章は、電気通信主任技術者規則に規定する、資格者証の訂正、再交付等について述べたものである。 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
() 資格者証の交付を受けている者は、⑥氏名に変更を生じたときは、所定の様式の申請書に当 該資格者証及び変更の事実を証明する書類を添えて総務大臣に提出し、資格者証の訂正を受け なければならない。
() 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を® <u>汚し、損じ又は失ったときは、申請により</u> <u>資格者証の再交付を受けることができる。</u> () 資格者証の交付を受けている者が、電気通信事業法又は同法に基づく命令の規定に違反して
©資格者証の返納を命ぜられたときは、その処分を受けた日から10日以内に資格者証を総務 大臣に返納しなければならない。資格者証の再交付を受けた後、失った資格者証を発見したと
きも同様とする。 同規則に規定する内容に照らして、上記④~②の下線部分の語句は、
<(イ)の解答群>

(3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、連合の目的の一部について述べたものである (A) ~ (C) に最も適した語句の組合せを、下記の解答群から選び、 内の (ウ)にその番号を記せ。	カ
連合の目的は、次のとおりとする。	
 (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における (A) を維持し及び増進すること。 (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その原施に必要な (B) 、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。 (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる原 	実す
り普及するため、 ! (C) の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。	K
同憲章に規定する内容に照らして、正しいものは、 (ウ) である。	
(A) (B) (C)	
国際協力 —— 経済支援 —— 電気通信	
設備管理 —— 物的資源 —— 技術的手段	
秩 序 —— 経済支援 —— 電気通信	
国際協力 —— 物的資源 —— 技術的手段	
設備管理 —— 物的資源 —— 電気通信	
秩 序 —— 経済支援 —— 技術的手段	
(4) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、目的について述べたものである。 内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点	
この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防」	Ŀ
のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行	丁
われる電子計算機に係る $ ext{A}$ $ ext{\overline{M} ext{\overline{M}} ext{ W} ext{ S} ext{ W} ext{ T} ext{ D} ext{ V} ext{ V} ext{ T} ext{ V} ext{ V$	刿
する圆 <u>秩序の維持</u> を図り、もって <u>©高度情報通信社会の健全な発展</u> に寄与することを目的とで	す
る。	
同法に規定する内容に照らして、上記④~⑥の下線部分の語句は、 (工)。	
<(エ)の解答群>	
④のみ正しい ®のみ正しい ©のみ正しい	
A、Bが正しい A、Cが正しい B、Cが正しい	
A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない	

(5) 次の文章は、電 ものである。 <u></u> を記せ。		証業務に関 す)、(カ)に					群か	ら選び		昏号		
この法律にお よっては認識す 用に供されるも の()、() の () 当該情報が ること。 () 当該情報に ること。	ることができ のをいう。))いずれにも記 当該措置を行	ない方式で に記録する 亥当するもの った者の [作ら こと Dをl (オ	れる記録で ができる情: \う。	あっ [*] 報に [*] もの [*]	て、電子計 ついて行わ であること	算機 れる	による 措置で すため	ら情報処理 であって、 かのもので	里の 次 あ		
	定	義	作	成	情	報	記	録	 			
	署	名	処	理	認	証	改	变	1 			

(1) 次の文章は、	電気通信主	任技術者規則(こ	これに基っ	づく告示を含む。)に規定する、	、電気通信主任
技術者の選任領	等について述	ざべたものである	る。同規則	則の規定に照らし	Jて、	内の(ア)、
(イ)に最も適し	したものを、	下記の解答群か	ら選び、	その番号を記せ。	(2	点×2=4点)

電気通信主任技術者の選任は、事業用電気通信設備(線路設備及びこれに附属する設備を除く。)を直接に管理する事業場にあっては、各事業場ごとに、当該事業場に常に勤務する者であって、伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから行う。また、線路設備及びこれに附属する設備を直接に管理する事業場にあっては、各事業場ごとに、当該事業場に常に勤務する者であって、線路主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから行う。

上記の規定にかかわらず、次の()~()に適合する場合は、当該事業場を直接統括する事業場において電気通信主任技術者を選任し、又は他の事業場の電気通信主任技術者に当該事業場において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。

- () 当該事業場を直接統括する事業場において選任される電気通信主任技術者又は当該事業場の電気通信主任技術者を兼ねることとなる者(以下「兼務主任技術者等」という。)が常に勤務する事業場から速やかに到達できること。
- () 当該事業場において直接に管理される電気通信設備に障害が生じた場合には、予備設備への切り替え等の災害防止のための応急措置が直ちに行われること。
- () 当該事業場に係る電気通信設備の工事、維持及び運用上必要な事項が兼務主任技術者等に 「(ア)」できるよう措置されていること。
- () 当該事業場の電気通信設備の巡視、点検及び検査の結果が兼務主任技術者等に報告されること。
- () その他、当該事業場が兼務主任技術者等による (イ) で支障ないよう措置されている こと。

 <(ア)、(イ)の解答群>
 認定
 文書で通報

 運用
 同時に通報
 容易に連絡
 監査

(2) 次の()~()の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する
「電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」におけるその他の電気通信回線設備に関する故障検出
防護措置及び異常ふくそう対策について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを
下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の6の適用除外規定は考慮し
ないものとする。 (4点)
() 事業用電気通信回線設備は、④ <u>電源停止、共通制御機器の動作停止</u> その他電気通信役務の提
供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該事業
用電気通信回線設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。
() 事業用電気通信回線設備は、® <u>利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備</u> から受信した
プログラムによって当該事業用電気通信回線設備が当該事業用電気通信回線設備を設置する電
気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な
支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられ
なければならない。
() 交換設備は、異常ふくそう(特定の交換設備に対し通信が集中することにより、交換設備の
通信の疎通能力が継続して著しく低下する現象をいう。)が発生した場合に、これを検出し、
かつ、© <u>通信の集中を解除する機能及びこれを記録する機能</u> を有するものでなければならない
ただし、通信が同時に集中することがないようこれを制御することができる交換設備について
は、この限りでない。
同規則に規定する内容に照らして、上記④~⑥の下線部分の語句は、 (ウ) 。
<(ウ)の解答群>
魚のみ正しい ®のみ正しい ©のみ正しい
A、Bが正しい A、Cが正しい B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない
''
(3) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する「電気通信回線
設備の損壊又は故障の対策」におけるその他の電気通信回線設備に関する電源設備について述べ
たものである。同規則に規定する内容に照らして、 内の(エ)に最も適したものを、下
ニの解答群から選び、その番号を記せ。 <u>ーーーー</u> (4点)
事業用電気通信回線設備の電源設備は、平均繁忙時(1日のうち年間を平均して電気通信設
備の負荷が最大となる連続した1時間をいう。)に事業用電気通信回線設備の消費電流を安定
的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に事業用電気通信回線設備の動
作電圧又は動作電流の (エ) 内に維持できるものでなければならない。
<(エ)の解答群>
基準值 変動許容範囲 最小許容範囲 評価雑音電力
·

(4) 次の()、	. ()の文章は、事	業用電気通信設	備規則に規定す	る、電気通信事	業の用に供する
「電気通信回]線設備の損壊又はお	枚障の対策」にお	けるその他の電	気通信回線設備	に関する屋外設
備についてテ	述べたものである。	内の	(オ)に適したも	のを、下記の解	答群から選び、
その番号を記	記せ。ただし、同規!	則第16条の60	の適用除外規定し	は考慮しないもの)とする。
					(4点)
					, ,
() 屋外に	こ設置する A電線(-	その中継器を含む	〕。)、空中線及	びこれらの附属	設備並びにこれ
` ,	し又は保蔵するため				
	いて「屋外設備」とに	•			
` ,	所における外部環境	,			
	備は、②公衆が容易				
() <u> </u>	<u>=====================================</u>				
7 0					
同規則	に規定する内容に照	ろして、上記®	~◎の下線部分	の語句は、「(オ)
1 377073			O CO I MACHINA	- T	<u> </u>
	 :(オ)の解答群>				 ¦
	Aのみ正しい	® о а	み正しい	©のみ正しい	١
i ! !	③ の の の の が 正 し	_) が正しい	®、©が正し	I I
				◎、◎ぉ゙゙゙゙゙゙゚゠ゔ ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	i
i		9 10 OH OV		S 0 1 9 1 0 O T O	
(5) 次の文音は	:、事業用電気通信部	3備担則に担定す	・	『業の田に供する	雷気通信回線設
` ,	他の電気通信設備の もの電気通信設備の				
	容に照らして、				
選び、その番		P3 05 (75)			記 (
送り、この苗	7 the,			(2	^ 2 - - /
() 東柴田寶	電気通信回線設備は	利田老豆け他(の電気通信事業	老の培結する電気	高通信製備(以下
` ,	もべ過旧回線設備は 情」という。)を損傷				•
(力)	。」とい <i>う。)</i> を預傷 】により送出するも			3.电流で区山人1	3.电圧石 0 くは
	てよりと出するも 電気通信回線設備に			ラスポスわのな	ス電与信品なけ
() 事業用	電気過信回線設備で 】を送出するもので			2 0 C 1107 05	の电刈旧与又は
(+)		のりてはならない	, 1 ₀		
:	 <(カ)、(キ)の解:	 坎 班 、			
	電源		表九 火白 本今	誘導	
 		光出力	熱線輪		
į.	雅 音 	制 御 	光信号	漏えい	

(1)				見則に規定する、 記の解答群から選び			である。 (4 点)
	総合デジタ <i>)</i> をいう。	ル通信端末とは	t、端末設1	構であって、総合 :	デジタル通信用	設備に接続さ	れるもの
В	応答とは、	電気通信回線が	らの呼出し	しに応ずるための動	か作をいう。		
C	絶対レベル。	とは、一の実効	電力の1:	ミリワットに対する	る比を絶対値で	*表したものを	いう。
	同規則に非	規定する内容に	照らして、	上記の文章は、	(ア) 。		
	<(ア	′)の解答群>					
	!	Aのみ正し	١,	Bのみ正しい	C の a	み正しい	
		A、Bが正	しい	A、Cが正しい	В、	Cが正しい	
	<u>.</u> ! !	A、B、CI	ハずれも正	EUN A.	B、Cいずれ=	も正しくない	<u> </u>
	'						- - '
(2)	次の文章は、対	端末設備等規則	」に規定す	る、絶縁抵抗につい	1て述べたもの	である。同規	則の規定
ات!	照らして、 📗	内の(イ)、(ウ)	に最も適したものる	を、下記の解答	「群から選び、	その番号
を言	_ 記せ。					(2点×)	2 = 4点)
			÷	ιà			
	端末設備の	機器は、その電	源回路と	ェゥ 筐体及びその電源[回路と事業用電 —	気通信設備と	の間に、
1	使用電圧が3	0 0 ボルト以下	の場合に	あっては、 (イ)	メガオーム	、以上であり、	300ボ
J	ルトを超え7	5 0 ボルト以下 	の直流及る	び300ボルトをホ	迢え 6 0 0 ボル	/ト以下の交流	の場合に
ā	あっては、	<u>(ウ)</u> メガオ	ーム以上の	の絶縁抵抗を有した	なければならな	:11.	
		イ)、(ウ)の解行	 玄群、				
		0.1		0.3	0 4	0.5	
		1		3		5	
	!	 				:	
(3)	次の文章は、だ	湍末設備等 規則	に規定する	る、アナログ電話	端末の押しボタ	ソンダイヤル信	号につい
	スのスキは、2 述べたもので?			こ) に適したものを、			
記句					1 10 00 10 11	13 220 ()	(4点)
10	- 0						(. ////
	同規則に規定	定する内容に照	!らして、 i	誤っているものは、	(エ) で	゙ある。	
			_		<u> </u>		
 - - -	<(エ)の解答	群>					!
1	3.13	マムポーズとは	、隣接する	る信号間の休止時間	間の最小値をい	う。	
i 1						- 0	1
	押した	ボタンダイヤル	信号の周涛	波数は、600へ)			間の
; ; ; ;				波数は、600へノ がら1,600へノ	レツ帯から90	0 ヘルツ帯の	i
	低群周》		0 ヘルツ帯	から1,600へノ	レツ帯から90	0 ヘルツ帯の	i

周期とは、信号送出時間とミニマムポーズの和をいう。

(4) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、アナログ電話端末の直流回路の電気的条件について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2 = 4点)
直流回路 (オ) アナログ電話端末の直流回路の電気的条件は、次のとおりでなければならない。
 () 直流回路の直流抵抗値は、1メガオーム以上であること。 () 直流回路と大地の間の絶縁抵抗は、直流200ボルト以上の一の電圧で測定した値で1メガオーム以上であること。 () 呼出信号受信時における直流回路の静電容量は、3マイクロフアラド以下であり、インピーダンスは、 (カ) の交流に対して2キロオーム以上であること。
<(オ)、(カ)の解答群> を開いているときのを閉じているときのは発信時においては応答時においては応答時において48ボルト、16ヘルツ75ボルト、16ヘルツ75ボルト、32ヘルツ48ボルト、16ヘルツ
(5) 次のA~Cの文章は、端末設備等規則に規定する、移動電話端末の基本的機能について述べた ものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)
A 発信を行う場合にあっては、発信を確認する信号を受信するものであること。 B 応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を受信するものであること。 C 通信を終了する場合にあっては、チャネル(通話チャネル及び制御チャネルをいう。)を切断する信号を送出するものであること。
同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (キ) 。
<(キ)の解答群>

(1) 次の()~()の文章は、有線電気通信法に規定する、設備の検査等及び設備の改善等の措置
について述べたものである。同法の規定に照らして、
のを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×3=6点)
() 総務大臣は、有線電気通信法の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者
からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業
場に立ち入り、その設備若しくは (ア) を検査させることができる。
() 総務大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が有線電気通信法第 5 条の技
術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及
ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去
のため必要な限度において、その設備の (イ) 又は改造、修理その他の措置を命ずること
ができる。
() 総務大臣は、有線電気通信法第3条(有線電気通信設備の届出)第2項に規定する有線電気通
信設備(同項の総務省令で定めるものを除く。)を設置した者に対しては、上記()の規定によ
るほか、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その (ウ)
が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の利
益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告す
ることができる。

-	<(ア)~(ウ)の解答群>		
	設備の設置	縮小	使用の制限
! ! !	建 物	帳簿書類	撤去
į	設備の機能	使用の停止	設備の環境
!	附属設備	設備の運用	管理状況

- (2) 次のA~Dの文章は、有線電気通信設備令に規定する用語について述べたものである。同令に 規定する内容に照らして、 内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番 号を記せ。 (4点)
 - A 電線とは、有線電気通信(送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、 電磁的方式により信号を行うことを含む。)を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されて いる場合は、これらの物を含む。)であつて、強電流電線に重畳される通信回線に係るもの以 外のものをいう。
 - B 強電流電線とは、強電流電気の伝送を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。)をいう。
 - C 平衡度とは、通信回線の中性点と大地との間の気象条件による位置の変化におけるこれらの間に生ずる電圧と通信回線の端子間に生ずる電圧との比をデシベルで表わしたものをいう。
 - D 離隔距離とは、線路と他の物体(線路を含む。)とが気象条件による位置の変化により最も接近した場合におけるこれらの物の間の距離をいう。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (エ)。

<(エ)の解答群>		
Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
Dのみ正しい	A、Bが正しい	A、Cが正しい
A、Dが正しい	B、Cが正しい	B、Dが正しい
C、Dが正しい	A、B、Cが正しい	A、B、Dが正しい
A、C、Dが正しい	В、С、	Dが正しい
A、B、C、Dいずれも正	LII A、B、	C、Dいずれも正しくない

(3) 次の文章は、有線電気通信設備令に規定する、使用可能な電線の種類及び通信回線の平衡度、
電圧等について述べたものである。
その番号を記せ。 (4点)
同令に規定する内容に照らして、 <u>誤っているもの</u> は <u>(オ)</u> である。
<(オ)の解答群>
有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又はケーブルでなければならない。
ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の平衡度は、1,000へルツ
の交流において34デシベル以上でなければならない。ただし、総務省令で定める
場合は、この限りでない。
通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の線路の電圧は、1,000ボ
ルト以下でなければならない。ただし、電線として絶縁電線を使用するとき、又は、
人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないときは、この限り
でない。
通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の電力は、絶対レベルで表わし
た値で、その周波数が音声周波であるときは、プラス10デシベル以下、高周波で
あるときは、プラス20デシベル以下でなければならない。ただし、総務省令で定
める場合は、この限りでない。
(4) 次の()~()の文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の高さについて 述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記
せ。 (4点)
_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
() 架空電線が道路上にあるときは、横断歩道橋の上にあるときを除き、路面から④ <u>5メートル</u>
・・・ (交通に支障を及ぼすおそれが少ない場合で工事上やむを得ないときは、歩道と車道との区別
がある道路の歩道上においては、2.5メートル、その他の道路上においては、4.5メート
ル)以上であること。
() 架空電線が横断歩道橋の上にあるときは、その路面から圆 <u>4メートル</u> 以上であること。
() 架空電線が鉄道又は軌道を横断するときは、軌条面から© <u>6メートル</u> (車両の運行に支障を
及ぼすおそれがない高さが6メートルより低い場合は、その高さ)以上であること。
() 架空電線が河川を横断するときは、舟行に支障を及ぼすおそれがない高さであること。
同規則に規定する内容に照らして、上記④~⑥の下線部分の語句は、 (カ) 。
<(カ)の解答群>
<(カ)の解答群> ④のみ正しい
i ' ' ' i i i i i i i i i i i i i i i i
®のみ正しい ®のみ正しい ©のみ正しい

(5) 次の文章は、有線電気通信法に規定 ある。同法に規定する内容に照らした から選び、その番号を記せ。	S	おける通信の確保に (キ)に最も適したも	
から送び、この曲って記せ。			(2 m)
総務大臣は、天災、事変その他 線電気通信設備を設置した者に対 給の確保若しくは (キ) のた。	し、災害の予防若し	くは救援、交通、通	信若しくは電力の供
線電気通信設備を他の者に使用さ	せ、若しくはこれを ^ん	他の有線電気通信設	備に接続すべきこと
を命ずることができる。			
<(キ)の解答群>			
公共の利益	秩序の維持	財産の保全	住民の保護